

2021

7月

～職場内で掲示・回覧願います～

# 協会けんぽ 福島 通信



## ご家族の健康を守りましょう！

# 特定健診のご案内



協会けんぽでは、**40歳～74歳の被扶養者さま**（ご家族さま）へ**メタボリックシンドローム**に着目した特定健診をご案内しています。

あなたがこれからも元気にはたらくためにもご家族の健康はなにより大事。

国が定めた年に1度の特定健診で、ご家族の笑顔と健康を守りましょう！

協会けんぽの**特定健診受診券**を使って、**お得に受診**できます！

※受診券は、年度初めに被保険者様の住所地へ送付しています。



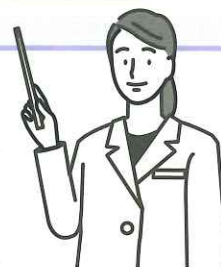
## メタボリックシンドロームに着目した健診項目

### 基本的な健診項目

- 問診、身体計測、血圧測定
- 血液検査
- 尿検査

### これが分かる！

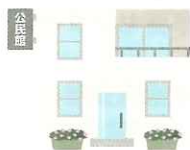
- 肥満、身体症状、高血圧
- 動脈硬化、肝機能障害、糖尿病
- 腎機能障害、糖尿病



## お好きな受診方法を選べます

### 市町村の集団健診 で受診する

各市町村が公民館などで実施します。がん検診（別途料金）と一緒に受診できます。



※集団健診を実施していない市町村もございます

### 契約健診機関 で受診する

QRコードを読み取って健診機関をご覧ください。



QRコードをご利用できない方は下記の保健グループまでお問い合わせください。

自己負担額

**0円～1,750円**  
(特定健診項目)

### 協会けんぽ主催 0円健診を受診する

2021年5月～2022年3月に以下の市で開催予定です。

福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市、本宮市、二本松市、南相馬市、相馬市、伊達市、白河市、喜多方市

※ご案内は、会場近くにお住まいの被扶養者さまへお送りします。



知っていましたか？

# 保険証の正しい使い方

## 加入者の皆さま

退職時等にはすみやかに保険証を事業主にご返却ください

退職の場合  
退職日の翌日  
から使用できません

扶養から外れた場合  
被扶養者でなくなった日  
から使用できません



資格が切れた保険証を使用すると…

- 協会けんぽで負担した医療費を返納していただくこととなります。返納がない場合には自宅訪問や裁判所への法的措置による回収を行うことがあります。
- 保険証を回収せずに元被扶養者（離婚による別居など）が受診した医療費の返納であっても被保険者宛てに医療費を請求します。

## 事業主（事務担当者）の皆さま

資格喪失をした保険証は速やかに回収をお願いします

- ◆ 保険証の回収、届書への添付は法令で定められており、**事業主の義務**です。年金機構へ「被保険者資格喪失届」「被扶養者異動届」を提出する際は、**保険証を必ず添付してください。**（健康保険法施行規則 第51条）
- ◆ やむを得ず届書提出時に保険証を添付できなかった場合、**その後も事業主の責任において回収をお願いいたします。**

※協会けんぽでは、保険証の未返却者に対し、文書及び架電による催告を実施しています。  
また、協会けんぽより事業主さまへ、保険証の回収状況についてお伺いする場合がございますので、その際はご協力をお願いいたします。



### 保険証の返却方法

資格喪失届または被扶養者異動届に保険証を添付する場合

日本年金機構  
仙台広域事務センターに返却

やむを得ず上記書類を提出後に保険証を回収した場合

協会けんぽ福島支部に返却  
(〒960-8546 福島市栄町6-6 8F)

保険証の適正な使用と返却にご理解、ご協力をお願いいたします



お問い合わせ：レセプトグループ ☎024-523-3918

※ 納入告知書の請求額や、保険料の徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください